

温室効果ガス算定排出量の集計の方法等を定める省令案新旧対照条文

○温室効果ガス算定排出量の集計の方法等を定める省令（平成十八年経済産業省・環境省令第四号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>温室効果ガス算定排出量等の集計の方法等を定める省令</p> <p>（用語）</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百四十三号。以下「令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「特定事業所排出者」とは、<u>令第五条第一号及び第六号から第十号までに掲げる者をいう。</u></p> <p>二（略）</p> <p>（温室効果ガス算定排出量の集計の方法）</p> <p>第四条 法第二十一条の五第三項の規定による特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量の集計は、<u>法第二十一条の四第四項の規定により通知された同条第三項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量であつて特定事業所排出者に係るものについては企業その他の事業者（国及び地方公共団体を含む。以下同じ。）及び業種ごとに、令第五条の二に掲げる事業所に係るものについては都道府県</u></p>	<p>温室効果ガス算定排出量の集計の方法等を定める省令</p> <p>（用語）</p> <p>第一条 この省令において使用する用語は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第四百四十三号。以下「令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「特定事業所排出者」とは、<u>特定排出者のうち特定輸送排出者以外の者をいう。</u></p> <p>二（略）</p> <p>（温室効果ガス算定排出量の集計の方法）</p> <p>第四条 法第二十一条の五第三項の規定による特定事業所排出者に係る温室効果ガス算定排出量の集計は、<u>法第二十一条の四第四項の規定により通知された同条第三項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量について、次の各号に掲げる項目ごとに集計すること</u></p>

ごとに集計することによって行うものとする。

2 (略)

(調整後温室効果ガス排出量の集計の方法)

第四条の二 特定事業所排出者に係る調整後温室効果ガス排出量(温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令(平成十八年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号)第一条第四号に規定する調整後温室効果ガス排出量をいう。以下この条において同じ。)の集計は、法第二十一条の四第四項の規定により通知された同条第三項の規定により集計した結果に係る調整後温室効果ガス排出量について、企業その他の事業者ごとに集計することによって行うものとする。

(エネルギーの使用の合理化に関する法律との関係)

第七条 法第二十一条の十の規定によりエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号。以下「省エネルギー法」という。)第十五条第一項(省エネルギー法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされる場合における第三条及び前条第一項の規定の適用について

- 一 企業その他の事業者(国及び地方公共団体を含む。以下同じ。)
- 二 業種
- 三 都道府県

2 (略)

(エネルギーの使用の合理化に関する法律との関係)

第七条 法第二十一条の十の規定によりエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号。以下「省エネルギー法」という。)第十五条第一項(省エネルギー法第十八条第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされる場合における第三条及び前条第一項の規定の適用については

ては、第三条中「事業所管大臣が所管する事業」とあるのは「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十五条第一項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告」と、前条第一項中「事業所管大臣が所管する事業」とあるのは「エネルギーの使用の合理化に関する法律第十五条第一項（同法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告」と読み替えるものとする。

2
4
(略)

、第三条中「事業所管大臣が所管する事業」とあるのは「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第十五条第一項（同法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告」と、前条第一項中「事業所管大臣が所管する事業」とあるのは「エネルギーの使用の合理化に関する法律第十五条第一項（同法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による報告」と読み替えるものとする。

2
4
(略)